

韓国の建設業の現状

Report on Construction Industries in Korea

国際マネジメント分科会 ○元山峰夫 ・
藤原基文 ..

by Mineo MOTOYAMA, Motofumi FUJIWARA

国際問題小委員会の国際マネジメント比較分科会においては韓国、欧米の建設マネジメントについて国際比較の観点から調査、研究を行っている。そのうち今回は韓国における建設事情について、日本に進出している韓国企業より施工体系及び発生する問題点やクレームについて従来より報告されていない点に焦点を絞りヒアリングを実施し、韓国での建設事情について取りまとめたものである。韓国の建設産業行政は、国内建設産業に関するものと、海外建設産業に関するものとの二つの柱より成っている。国内建設産業に関する根拠法が建設業法であり、海外建設産業に関するものが海外建設促進法である。建設業法は日本の建設業法を参考に作られているため共通点が多いが、海外建設促進法は韓国独特のものである。全般的に日本とさまざまな側面で非常に共通する点が多く、そのような共通点はできるだけ省略し、質問に対する返答という形式で取りまとめた。

【キーワード】国際マネジメント比較、施工体系、クレーム

1. 韓国の入札・契約制度

韓国における入札制度には、一般競争入札、制限競争入札及び指名競争入札の三種類があり、その他随意契約が用いられる。随意契約の割合が非常に高く、1988年度で発注件数の48%、金額ベースでは62%が随意契約方式で発注されている。

また、競争入札では公共工事契約の40%、競争入札の90%以上が制限競争入札によって実施されている。

(1) 一般競争入札

a) 入札参加資格：建設業の免許、一般競争入札参加資格登録済み請負限度額の範囲内

b) 一般競争入札に付れる物件

ア) 予定価格10億ウォン以上、工事予定金

額が13億ウォン未満の一般（土木、建築）工事

イ) 予定価格が1億5,000万ウォン以上の専門工事、電気工事及び電気通信工事
ウ) 地域制限競争入札、郡制限競争入札、指名競争入札に付した結果、不調となった工事

（ただし契約の目的、性質上困難な場合は当初の方法による）

エ) 地域制限競争入札の対象工事において、該当事業者が2人未満の場合等、制限的な競争入札が成立しないと予想される工事

オ) その他一般競争入札により行うことが有利と認められる工事

(2) 制限競争入札

公共工事請負契約の40%、競争入札の90%以上が、この方法入札参加資格を一定の工事について制限する。

・不動建設(株)国際部企画グループ 03-3837-6087
・大成建設(株)営業本部営業部次長 03-5381-5116

対象工事と制限基準

予定価格が10億ウォン以上の工事

請負限度額又は同種工事実績

特殊な技術又は工法が要求される工事

技術保有状況又は同種工事実績

期限基準は、

- a) 実績による制度（工事予定金額又は当該工事規模の1倍まで）
- b) 請負限度額による制限（工事予定金額の2倍まで）
- c) 技術保有状況による制限（コンサルティング業の登録の有無、技術導入や技術提携の状況による）

※ 選択的重複的制限は禁止されている。

(3) 地域制限競争入札

地方業者の保護、育成

予定価格10億ウォン以下（専門工事、電気工事及び電気通信工事の場合は、1.5億ウォン以下）の工事については、工事現場がある市に本社を有する業者に参加資格を制限する。

(4) 郡制限競争入札

対象工事は、工事予定金額10億ウォン以上の新規土木、建築工事。

対象業者は請負限度額13億ウォン以上の一般建設業者 452社。

そして各郡の対象工事において入札参加申請を行うことのできる業者の選定は、当該郡の中の上位業者から30位ずつ順次選定していく。

(5) 大型工事の特例入札

（複合工種工事であって、総工事費が30億ウォン以上の新規工事）

a) 代案入札

発注者の設計基本方針を変更することなく、同等以上の機能効果を有し、工事費が予定価格に比べ顕著に有利で、工期が設計書上のそれを超えない工法を入札者が提出できる制度。

(6) 一括入札

設計施工一括入札（ターン・キイ）制度

大型工事の入札方法は制限競争入札による。

ただし、一括入札において入札参加適格者が1人の場合、又は代案入札もしくは一括入

札の参加者が1人の場合は、建設部の中央建設審査委員会及び財務部の契約審議委員会の審議を経て、当該者と随意契約を締結することができる。

(7) 指名競争入札

あまり用いられていない。

- a) 制限競争入札の対象となりうる工事であって、対象者が10人以内の工事
- b) 予定価格が5,000万ウォン以下の工事
- c) 優秀施工業者と契約する場合
- d) 随意契約によることができる場合であって、対象業者が2人以上の工事

そして指名基準は、

ア) 請負限度額により制限する場合は、工事予定金額の2倍を超えてはいけない。

イ) 優良業者、特殊技術を有する業者が要求される場合は、該当するものを指名しなければならない。

(8) 入札手続き

申請書類提出

↓ 締切りは入札日の前日

入札公告

| 現場説明の5～7日前

| 新聞又は官報（小工事は所定の団体に通報）

現場説明

↓ 入札の5～20日前

設計図書内訳書の閲覧、配布

↓

入札方法

| 内訳書に単価を記載

| 長期継続工事は総工事費が
標準

| 法人にあっては代理人は役員
に限る

開 札

↓

再入札と再公告入札

入札者と入札回数に制限はない

再公告入札によっても入札者、落札者がいない場合は随意契約

(9) 落札者の決定

- a) 原則…最低価格落札制
- b) 入札金額が予定価格の85%未満だと審議に付す。

(10) 大型工事契約の特例

大型工事とは複合工種工事であって、総工事費が30億ウォン以上に予定されている新規工事をさす。

- a) 制限競争入札方法による。
- b) 代案入札は原案と共に出す。
- c) 代案が提出された場合は、原案入札金額が予定価格以下であって、最低価格である入札を落札適格入札とし、代案の審査を行う。

(11) 長期継続契約制度

財務部長官が定める同一構造物工事の場合長期継続契約を締結するよう義務化された。

総工事について予定価格を決定して、総工事入札金額で入札する。

(12) 優秀工事業者制度

指定された者は、指名競争入札の参加資格を得るとともに、契約保証金及び瑕疵補修保証金の納付を免除される。

(13) 随意契約

- a) 随意契約によることができる場合
 - ア) 競争によることが適当でない場合
 - イ) 競争に付する時間的余地がない時
 - ウ) 国家の秘密に関わる場合
 - エ) 予定価格が1,000万ウォンを超えない工事
 - オ) 地域社会開発のため地域住民を多数参加させることが必要な場合であって2,000万ウォン未満の工事

2. 施工体系

(1) 施工業者と典型的施工体制

韓国の建設業者はいわゆる“施工業者”であり、発注者自身もアーキテクトやエンジニアの集団をもたず、設計業者は独立したアーキテクト、コンサルタントが行っている。しかし、大手建設会社は設計・施工能力を身につけてきている会社が増えている。一般的契約形態は図-1に示すようなものである。

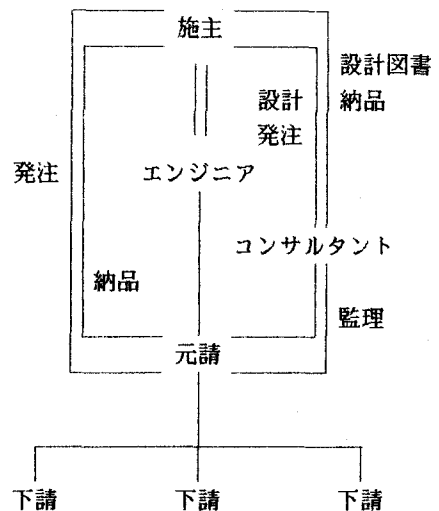


図-1 典型的な施工体制

(2) その他の施工体制

韓国においては日本的なJVは殆ど行われていないが、その理由は、工事の分配が他の制度より比較的うまく行われている他、なかなか様々の合意が成立しにくい面もある。最近になって日本的JVが実施され始めた。今後は増加の傾向にある。CMについては未だ実施されておらず、その他提案入札方式による施工体制も考えられるが微々たるものである。

(3) 下請選定方法及び評価方法

a) 元請と下請業者との関係

元請と下請業者の専属関係はないが、工種別優秀協力業者制度があり前途金支払、安定的工事量確保のための入札機会提供、競争力保持及び下請に対する持続的教育、契約時の履行保証証の徴収免除などで関係維持を保つ努力がなされている。

b) 下請業者の業績評価制度の有無及びその基準と方法

協力業者の業績評価は業者によりさまざまであるが、評価は現場及び本社の関連部署により実施され、所定の評価表に基づき総合的に評価する。引合い業者登録後は年間引合い実績及び上記評価にて入札業者指定をする。

また新規引合い業者の場合、推薦書及び評価表に基づいて評価後入札資格を与えることがなされる。

c) 下請工事価格決定の手順とその方法及び下請見積基準の有無とその方法

予想価格決定…………… 概算実施及び現行の基準単価

↓

見積業者選定…………… 工事に必要な業者選定
|
| (優秀協力業者への優先権供与)
|

↓

現場説明実施…………… 見積基準提示し、数量
|
| 見積が原則であるが、
| 場合によっては図面に
| よる見積（支払い条件、
| 現場要件など諸般の必要事項の説明）
|

↓

入札…………… 密封入札、低価格業者への発注（現場説明基準へ合致しているか否か確認）
|
|
|

↓

交渉(NEGOTIATION)…………… 実施部署の基準単価及び現行の単価基準により検討し、必要に応じて内訳単価要求
|
|
|

↓

結果協議

↓

契約締結

d) スライド条項の有無と適用範囲

対象工事において元請もスライド条項が適用される場合、下請契約後120日以後に±5%以上の増減がある場合、残存数量に対して元請のスライド条項の内容及び比率によって適用する。

e) 下請業者が倒産した場合の処理

下請業者が倒産した場合には、条件の違いにより新規業者との契約は、当初契約額より増加することが予想されるが、できるだけ原価を減らす方向で契約履行保証金を引出して

処理する。

f) 元請、下請間の紛争原因とその解決方法
紛争発生原因

- ・低価格受注による赤字発生
- ・一般住民からのクレームが理由で長期に渡って工事が中断となり、契約単価にての工事の遂行が不可能となった場合
- ・支給資材の遅れやサイト引渡しがスムーズに行われず、そのことにより赤字が発生した場合
- ・契約時の条件と条件が大きく変化し、購入単価と契約単価との間に差が生じた時
- ・設計変更により数量が増加し、契約時での単価での遂行が不可能となった時

解決方法

相互に原因分析して同等の立場で責任分担する傾向がよい。

(4) 外国企業参入に関する法規制の有無とその制限

a) 代表的な外国企業参入プロジェクトの例と展開

- ー京釜高速電鉄の国際入札実施中
- ーウルクアイラウンドが当初計画のまま進行された場合には、94年から外国業者に韓国建設業法による建設業ライセンスを与える予定なり

(5) プロジェクトマネージャーの選任方法とその権限

a) プロジェクトマネージャーの雇用方法または選任方法

新規プロジェクト遂行に当り工事の内容と規模に応じプロジェクトマネージャーの技術能力、経営能力等を判断し適任者を選定する。

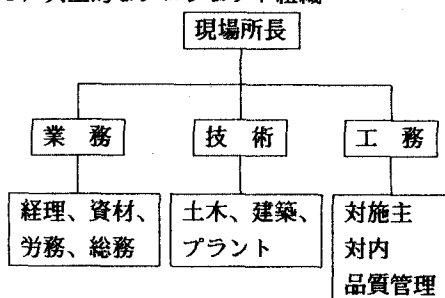
b) プロジェクトマネージャーの職務と権限

現場でのすべての業務(技術及び管理全般)を遂行する権限と責任を有する。

c) プロジェクトマネージャーの必要資質

技術能力、管理能力等を有するもの。

(6) 典型的なプロジェクト組織



※ 工事の規模及び工種によって人員の数も変動する。場合によっては所長1人、工務1人で運営することもある。

(7) 外国人労務者の雇用の有無とその法規制

a) 出入国管理法第15条2項に基づいて、雇用資格のない外国人は雇用できない。しかし不法就労も現実にはある。

b) 法規制

事業主：在留資格を有さない外国人を雇用した者は100万ウォン以下の罰金を支払わなければならない。

外国人：在留資格違反に該当する者は3年以下の懲役、禁固または300万ウォン以下の罰金を支払わなければならない。

(8) 雇用体系

a) 一般的労務者雇用体系

ア) 元請の常用労務者雇用体系

工事の人員計画に基づき、給与査定表に基づき賃金を定め、月毎に日々ベースで雇用期間を定め雇用契約を締結し雇用する。

イ) 元請の工事毎に雇用する臨時労務者雇用体系

・臨時労務者の雇用は計画に従って現場で1日毎に勤労契約を締結し雇用する。

ウ) 下請の労務関係体系

下請の独自の判断にて下請が採用を決定する。

エ) 労務下請業者の採用における問題点

下請業者の労務管理能力の向上が重要であり、下請の労務管理に関する教育実施。

オ) 外国人労務者雇用体系

出入国管理法違反であるので外国人の雇用はしていない。

b) 若年労務者の採用体系

労働基準法及び当社規定に従って、18才以上55才未満の者を採用する。若年者の採用については親権者の同意必要。

c) 元請社員の雇用体系

人事部の採用基準及び定期採用によって採用決定するが、一般的に社員の入替わりが激しく5年で殆ど全員変ることも少なくない。最近では徐々に長くなっている傾向にある。

(9) 資機材の調達体系

a) 調達体系は中央管理型が多い。

b) 現場より資材管理部に資材請求を提出する。

新規購入資材は購買部が購入し現場に渡す。現場で購入するよう委任された材料及び転用分は現場にて措置する。

3. 発生する問題点、クレーム及びその解決方法

(1) 契約に至るまでの過程に関するもの

a) 資格審査、入札審査の過程での問題点

事前資格審査制(PQ)は1993年7月から実施予定。

(2) 施工法に関するもの

a) 指定工法が不可能と判断された場合の費用と遅れに関する責任

工法を変更または補強する必要がある場合には発注者に設計変更を要請して金額を認めてもらうが、遅延に関する補償はなし。一般的に工期は延長される。

b) 予知予見できない事項に関する責任

不可抗力的な事項(天災地変)が発生する時、修復費及び再施工費等を発注者が支払う。

c) 設計責任と施工責任に関するもの

施工上の問題は全面的に施工会社の責任である。設計上の問題に対して施工会社は図面検討後、その問題点を施主に対し提起する義務がある。問題点を提起してもそのまま発注者より施工指示がある場合は、その責任は発注者となる。

d) VEに関する評価

1992年4月15日、建設部の中央建設技術審議委員会が改善提案工法を審議採択し

て政府で発注する建設工事の場合、建設業者が政府設計と同等以上の機能と効果をもつ技術工法を使用してコストダウンを計り、その節減額を業者に報奨金として与える技術開発報償制度を実施中。

(3) 労務、雇用に関するもの

一般的な問題と解決方法

関連部署が労務部に対し質疑／応答を通じ想定される問題を解決する。現場での問題については指導訪問や質疑／応答を通じて解決を計る。

労務者の質及びその数に対する問題点

人手不足の問題点は韓国建設業の全般的な問題点。

(4) 第三者に関するもの

工事解約の頻度とその解決手順

土木分野の公共工事の場合、解約のケースはない。

(5) 紛争解決のために契約書の中の紛争解決条項はどのように使われたか

契約で別途に規定されていることを無視して、契約で発生する問題に関する紛争は契約当事者が双方の合意によって解決する。上記合意が成立しない時には関連法規に従って調停委員会の調停により解決する。

契約当事者が紛争を調停委員会の仲裁にゆだねた時には、調停委員会の仲裁判断に従わなければならない。

4. おわりに

このレポートをまとめるに当たり多大なる御助言を頂いた株式会社大宇の東京支店 李部長に対し深い感謝の意を表します。

【ヒアリング実施会社】

株式会社大宇

【参考文献】

韓国の建設事情 (建設労働・資材月報よりの抜粋)
建設産業進行対策 (建設部 建設経済局)
建設勤労者対策 (建設部 建設経済局)
韓国建設業の現況 (建設部 建設経済局)
建設業法概要 (建設部 建設経済局)
施設工事契約制度 (建設部 建設経済局)